

# 瀬戸内トラストニュース

第33号 2004年11月

環瀬戸内海会議 編集・発行／編集委員会

## 瀬戸内海一周キャラバン敢行中！

私たち、環瀬戸内海会議は、一人でも多くの人に、現行瀬戸内法の弱点を知ってもらい、その改正の必要性と緊急性に気づき、一刻も早い署名運動への積極的な参加と、更なるご協力ををお願いしようと、瀬戸内海一周キャラバンを行っています。

お近くで見かけたときには、盛大な応援をお願いいたします。また、瀬戸内法改正署名をさらに進めますので、引き続きご協力ををお願いします。



瀬戸内法の改正へ 賛同求め署名集め	
瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）を改正し、埋め立てや砂利採取の禁止を盛り込むことを目指して、市民団体「環瀬戸内海会議」（阿	部悦子代表、事務局・岡山市）が、沿岸11府県をめぐり、街頭で賛同署名を募る活動を始めた。
73年に施行された瀬戸内法は水質保全のため埋め立て抑制を定めた。しかし、その後30年間、期	00万人を目標に署名を集め、国会に提出する。兵庫県内を起点に約3週間かけて近畿、中国、四国などを回り、活動の大を図る。
い。会議に参加する市民団体などを通じて署名を募ってきたが、現時点で10万人弱しか集まっている	待された効果がなかつたとして、環瀬戸内海会議は昨年夏、兵庫県御津町で総会を開き、改正案を決めた。同案では、知事は「港湾と公有水面の埋め立てを許可してはならない」などと全面禁止をうたっている。総会後、

キャラバンカーの日程などは、事務局にお問合せくださいか、ホームページでご覧ください。

### 目 次

緊急署名で詳細調査にストップを	1
長島の貴重な自然をまもるために	3
瀬戸内法改正署名をさらにすすめよう	3
2004年海岸生物調査中間報告	5
よみがえれ「瀬戸内海」フォーラム報告	7
大入島埋め立て問題その後	9
2004年度総会報告	9
たくさん的人に支えられてキャラバン報告	裏

# 緊急署名で詳細調査にストップを！！

～長島の貴重な自然を守るために、ご協力をお願いします～



## I. 神社本庁が売却承認

上関原発をめぐる情勢が神社地売却を機に急展開しています。

8月20日、神社本庁は1号機の炉心予定地を含む約10万平方メートルの四代正八幡宮神社地の売却を承認しました。この神社地は、売却に反対したため、解任された林宮司の後任者である宮成宮司が、2003年12月、売却申請していたものです。8月20日は時おりしも、祝島の伝統行事である神舞の最終日という暴挙で、地元祝島をはじめ、各団体はただちに声明を発表し、抗議するとともに、反対派氏子は本庁を相手取り、売却処分の禁止を求める仮処分を山口地裁岩国支部に申し立てました。

10月5日、中国電力は反原発3団体による申し入れの直後、正式に譲渡契約を結んだことを公表。これを受け、氏子は仮処分申請を取り下げ、中国電力を相手に本訴に踏み切る姿勢を明らかにしました。

## II. 立地のめども立たないのに詳細調査を強行

中国電力は直ちに、係争中である炉心予定地の四代地区共有地を除いた詳細調査を、年内にも先行実施する意向を表明しました。上関原発計画は①四代地区共有地訴訟で、一審の地裁岩国支部が、原告である反対派住民の入会権を認め、立ち木の伐採・整地など現状変更禁止を命じたため、現時点では調査の完全実施は不可能。②解任された宮司は地位保全仮処分申し立て・有印私文書偽造同行使で告訴しており、仮処分の審尋では解任理由を明らかにするよう本庁が指示されるなど、有利に展開している。③予定地海域の共同漁業権についても、8漁協のうち7漁協は漁業補償に同意したが、祝島漁協は契約無効で訴訟中であるなど、課題だらけで立地の目途が立っていません。炉心部分も未取得なのに、調査を強行する目的はただひとつ、中国電力に前約束させた36億円の寄付金獲得です。

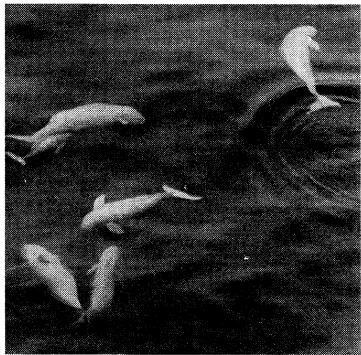
欲にまみれた金と引き換えに、長島の貴重な自然を売り渡すなど、断じて許すことは出来ません。

## III. 調査による壊滅的な打撃—長島の貴重な生態系

長島は①スナメリ（ワシントン条約保護動物）・ハヤブサ（環境庁絶滅危惧種）・ナメクジウオ（水産庁危急種）・ヤシマイシン近似種・ナガシマツボ（世界的に希少な貝類）など貴重な生物の宝庫である。②1960年代以降の人工的改変により失われた瀬戸内海の原風景ともいえる健全な環境が今なお保存され、カサシャミセン・イソコ・ハクガイなどが健在である。③豊後水道より流入した黒潮支流の影響でアマクサウミコチョウ・ヒラドサンゴヤドリなど外洋性暖流系の生物が生息し「瀬戸内の小さな太平洋」的様相を呈している。④照葉樹林が二次林として絶妙なバランスを保っており、ビャクシンの数少ない自生地である。一など「究極の楽園」という呼び名に値する生態系に恵まれています。

詳細調査は、炉心部から周囲30キロの範囲で、約100ヶ所をボーリング掘削し、

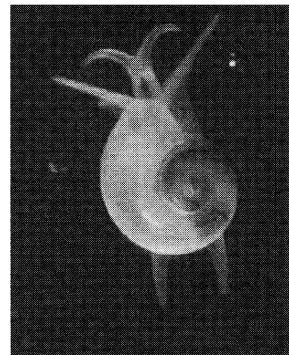
特に原子炉予定地の真下は直径2m、深さ10数mの穴を掘るというものです。調査のための森林伐採やボーリング掘削による騒音、海水汚濁などで長島の自然環境・生態系が甚大なダメージを蒙ることは明白です。中国四国地区会は2003年5月、詳細調査をめぐる事態の緊急性に鑑み、「詳細調査」反対と環境アセスメントのやり直しを求める決議を行いました。



スナメリ



ハヤブサ



ヤシマイシン近似種

#### IV. 予断許さぬ山口県の対応

中国電力は、近日中に、詳細調査に入る諸手続きのための申請を県に提出すると予想されます。こうした緊迫した情勢を踏まえ、10月18日、長島の自然を守る会として山口県に申し入れを行いました。主な内容は「2004年4月23日の交渉において、①炉心部分が取得されていないことは、立地の目途が立っていないと見做す。②立地の目途がたたない詳細調査は無意味である③係争中の土地については、詳細調査を認可しない（地区共有地・四代正八幡宮神社地）」という見解の確認でした。

ところが、県側は4・23発言について、①地区共有地は保安林なので、係争中は認可できない。②神社地については、「認識の違い」と居直り、「訴訟などにより、未取得の場合もありうるという仮定の発言だった」と詭弁を弄し、一步後退した態度に終始しました。今後、県の許認可が大きな鍵を握っているだけに、発言の後退は予断を許さぬ事態であることを物語っています。

#### V. 圧倒的多数の署名で詳細調査阻止に追い込もう！！

詳細調査を阻止するためには、何としても、県の認可にストップをかけねばなりません。

緊急の署名行動を実施し、圧倒的多数の世論を背景にプレッシャーをかけたいと思います。

今後、中国電力が県に申請した時点では、座り込み・ハンガーストライキなど緊急抗議行動も展開します。

長島の生き物たちにとって、生きるか死ぬかの瀬戸際です。あらゆる手段で詳細調査を阻止する構えです。皆さんのご支援をよろしくお願いします。

お問い合わせ先： 〒747-0803	防府市仁井町 20-11-B-201
	長島の自然を守る会 高島美登里
	TEL 090-9464-6353
	mail midori.t@crocus.ocn.ne.jp

# 瀬戸内法改正署名をさらにすすめよう

## 瀬戸内法改正署名を求めるキャラバンカー瀬戸内沿岸を走る

10月2日で、瀬戸内法が成立して満31年が経ちました。しかし今日も瀬戸内沿岸各地で埋立てが続けられています。瀬戸内法の狙いは、水質汚濁物質の総量規制と埋立てを厳に抑制することだったはずです。しかし水質の改善も見られず、むしろ悪化の一途をたどり、埋立ては止まるところを知りません。

環瀬戸内海会議では10月2日の神戸市を皮切りに、瀬戸内法改正署名に協力を訴え、約1ヶ月をかけて瀬戸内沿岸を巡回する「瀬戸内法改正署名キャラバン」を開始しました。事前の連絡や周知が不十分なままにキャラバンがスタートすることになってしまい皆様にはご迷惑をおかけしたことお詫びいたします。また、お住まいであるそれぞれの地で支援をと思われていた方も多数いらっしゃることと思います。せっかくの機会を逸してしまうことになったと深く反省しております。

キャラバンカーの前後左右四面に「海を埋めないで」「瀬戸内法改正」と大書し、エンドレステープを流し、時には繁華街やスーパーの前で街頭宣伝、署名協力を呼びかけて来ました。

これまで兵庫県では神戸・明石・高砂・加古川・姫路・竜野・相生・赤穂の各市、岡山県では日生・牛窓町と岡山・倉敷市で主に街頭宣伝と署名、日生・牛窓では漁協に表敬訪問し署名協力の要請し、牛窓町では町長に面会の機会を得て、署名の呼びかけ人にご承諾頂きました。

広島県では、福山・竹原・呉・広島各市に巡回、街頭宣伝署名をしながら、福山市では、鞆まちづくり工房を尋ね署名協力を要請、福山駅前で街頭署名、横島漁協の方に面談し署名協力をお願いしました。竹原市では広島県果実農協連合会に署名協力を要請、竹原市長面会すると

ともに、呉市・広島市そして広島県各首長に「瀬戸内法改正へ理解と行動を求める要請書」を提出しました。また、グリーンコープひろしま・広島県生協連合会に赴き署名活動、瀬戸内沿岸海岸生物一斉調査への取り組みを要請しました。

山口県では、岩国市へ要望書を提出、上関原発予定地の貴重な生態系を守るために原発に反対し活躍する長嶋・自然を守る会の観察会や総会・シンポに参加、署名を訴えました。山口市では、長嶋・自然を守る会の、山口県庁への上関原発予定地詳細調査不許可の申入れに同行、要望書を提出しました。下関市では、反原発市民グループ・原発はいらん！下関の会と懇談、署名への協力、海岸生物一斉調査を要請しました。

これまで延べ日数二週間キャラバンを進めてきましたが、法成立から30年は結構長く、法の存在自体知らない市民も多く、埋立ての環境への悪影響に想像すら及ばないのが、現実です。しかし、「海をこれ以上埋めないで」との呼びかけには結構反響あり、街頭でも署名に応じてくれました。

今後、九州は福岡・大分県、四国に渡って、愛媛・香川・徳島県へ、そして和歌山県、大阪府へとキャラバンをすすめる予定です。残念ながら、キャラバンカーの故障で10月20日現在、キャラバンの一時休止を余儀なくさせられています。詳細並びに今後のスケジュールは、環瀬戸内海会議ホームページをご覧下さるか、もしくは事務局までお問い合わせ下さいますようお願いします。

こんなことにご協力・お手伝いをいただけませんか。

お住まいの各地でのキャラバンカーのナビゲート

自治体へ「瀬戸内法改正へ理解と行動を求める要望書」提出のための交渉と報道関係への周知。キャラバン中の街頭宣伝・署名活動のお手伝い・人員確保

キャラバンカー人員の民泊の提供～予算が限られており一宿一飯のご提供をお願いします。ご協力いただける方たちとの交流の場の設定、etc

ご協力をよろしくお願いします。

(2004.10.20 松本記)

ようやく、キャラバンカーも復活しました。ご心配をおかけしました。

埋め立てやめよう

## 瀬戸内法改正へ賛同求め

### 100万人目標、署名集め

うから  
きょうから  
沿岸11府県

瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内法)

正し、埋め立てや砂利採取の禁止を盛り込むこと

を自指して、市民団体

「環瀬戸内海会議」(阿

部悦子代表、事務局・岡

山市)が2日、沿岸11府

県をめぐり、街頭で賛同

署名を募る活動を始め

る。100万人を目指す

署名を集め、国会に提出

する。県内を起点に約3

週間かけて近畿、中国、

四国などを回り、活動の

拡大を図る。

内法は水質保全のため埋

め立て抑制を定めた。し

かし、その後30年間、期

待された効果がなかつた

として、環瀬戸内海会議

は昨年夏、御津町で総会

を開き、改正案を決め

た。同案では、知事は

立てる許可してはならな

いなどと全面禁止をう

たつている。総会後、会

議に参加する市民団体な

どを通じて署名を募って

きたが、現時点で10万人

弱しか集まっていない。

阿部代表は「埋め立て

禁止を定めなかつたため

に、今も海が次々に姿を

消している。子どもたち  
が遊べる海を残したいこと  
いうのは国民の願い。こ

れ以上瀬戸内海を破壊しないよう法改正を実現したい」と話している。

りながら市民から署名を  
集める。

2日は午後1時からJR神戸線三ノ宮駅南で開

始、夕方まで神戸市内の3カ所を回る。3日は午前9時から明石、加古川、高砂各市を経由し、午後4時から山陽電鉄姫路駅前で募る。4日は龍野、相生、赤穂各市を経て、午後に岡山県内の市民らに活動を引き継ぐ予定。

## 瀬戸内法改正へ署名活動

瀬戸内海沿岸の住民団体など、ヤラバンを実施すると発表した。九日から十一日間、岡山、広島、山口と各県を回り、協力協定を締結する。この間、自治体を改正し、埋め立て全面禁止などを盛り込むよう求める署名を

制定から三十一年目を迎えた

住民団体キャラバン  
きょうから広島など

会議は「埋め立てに歯止めがかからないなど、実効性に課題がある」と指摘。埋め立て▽海砂採取▽産業廃棄物の持ち込みによる改正に向け、昨年から衆議院議長あての署名を続けている。

今回のキャラバンは、二日に改正の機運を高めていく。

### 瀬戸内法改正強化 文書で協力を要請 広島市に市民団体

市民団体の環瀬戸内海会議(阿部悦子代表)は

十四日、広島市に対し、

### 瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内法)の改正強化への協力を文書で要請した。

同会議の原戸祥次郎副代表と松本宣崇事務局長が市役所を訪れ、市環境

局に「海を埋め立てない世論形成のためにアクションを起こしてほしい」と要請。埋め立てのほか、産業廃棄物の持ち込みや海砂採取を瀬戸内法で全面禁止するよう訴える文書を提出した。

中國 梅斤

2004年(平成16年)10月9日

16版 中国総合 (28)

中國 梅斤

2004年(平成16年)10月15日

# 2004年海岸生物調査中間報告

## みんなで見つめる「瀬戸内海」渚の生物ウォッチング

瀬戸内法プロジェクト 生物調査担当 小西良平

生物調査にご協力ありがとうございます。今年は16, 18, 21号と台風が連續して襲来し、瀬戸内海各地で大きな被害が発生しています。被害を受けている皆にはお見舞い申し上げます。私の住んでいる岡山県備前地区も沿岸部は16号のかつてない高潮により被害をうけ、改めて自然の脅威を体感しました。

海岸生物調査報告も台風の影響が大きく、9月末現在で現在まで報告の来ているのは約80カ所となっております。も調査期間を10月末迄延期しますので調査にご協力お願いします。

今回は私の参加した調査状況について報告します。

### 1. 備前市片上湾（5／15）

備前市では夏の一斉調査の前の5月にも干潟を主体に調査を実施し、今回から子供エコクラブ（アースキッズIRI）のメンバー、20名以上の参加があり、にぎやかな、楽しい調査となりました。



干潟では子供たちが泥だらけになりながら、1m<sup>2</sup>内のアサリを探しました。

あいにくアサリは0～1個と少なかったが、オキシジミ、ソトオリガイ、スナモグリ、アナジャコ等が見つかりました。

### 2. 備前市片上湾（8／25）

備前市夏の一斉調査も子供エコクラブの参加してくれました。今回も子供たちは泥干潟に入り込み泥だらけになっていました。

ハクセンシオマネキ、コメツキガニ、イソガニなどを見つけて喜んでいました。ただし、昨年の調査時に多くいたトビハゼが少なかったのが気になりました。

そのほかの生物については同程度数が見つかり、大きな変化はなかった。



### 3. 牛窓（8／29）

牛窓は鈍工房（篠田さん）の協力で3カ所を調査した。

あいにく台風16号が近づいており、潮の引きも悪く波もあり調査には良い環境ではありませんでしたがなんとか実施することができました。

昨年アサリがたくさんいたのですが、今回は潮の引きが悪く調査できなかつたのが残念です。

イボニシ、カメノテは多く、クロフジツボ、オオヘビガイも多く見られた。



### 4. 西宮浜（9／11）

西宮は都市生活生協の真田さんほか役員のメンバーと来年の調査に向けての予備調査の形で実施しました。

埋め立て地の中で一部残った御前の浜という砂浜（確認できていないが外部の砂を入れて

いるような)で、生物数は少なかったが、各地でいなくなっているアサリが10個/m<sup>2</sup>見つかった。ただし、色が黒く(棲息している砂も黒い)とても食べる気にはならないようなアサリであった。



色が黒いがシジミではありません、アサリです。

また別に、12日に高橋さんの調査でも住吉川河口で57個/m<sup>2</sup>のアサリが見つかったという報告もあります。

### 5. 伯方島(9/12)

伯方島は山岡さんの協力で去年と同じ船越海岸と伊方の海岸の2カ所で調査しました。船越海岸では去年いなかったアサリが小型(10~20mm)ではあるが、12個/m<sup>2</sup>見つかり、来年の調査に期待がもてます。

そのほかタイラギ、カシパンも見つかりました。

### 6. 倉敷市水島(9/25)

水島財団の環境講座「地球学校」の第2回目として、約1時間のミニフォーラムとその後の海岸調査のセットで実施しました。

講座の前半は「スナメリ物語」のビデオ、その後私が瀬戸内法の改正と生物調査について報告しました。

それから高梁川河口と児島寄り通生の岩礁帯を調査しました。

高梁川河口の干潟ではアサリは1個/m<sup>2</sup>見つかっただけですが、イボニシはたくさんおり、今年も地元の人がアナジャコ(乙島ジャコ)釣りをしていました。



各地からの報告では、愛媛からは昨年いたイボニシが激減したとの報告もあります。

今後各地からの調査結果をまとめ、たとえば指標生物の瀬戸内海での棲息図みたいなものをつくることができればと考えています。

来年からも継続した調査ができるいくことを期待しています。

海岸生物の個体数調査	
瀬戸内海の環境保全に取り組む市民グループ「瀬戸内海会議」(事務局・岡山市)のメンバー十人がこのほど、牛窓町で海岸生物の実態調査に取り組んだ。	牛窓で市民グループ瀬戸内海会議のメンバー六百五十八個、イボニシ二百二十五個を確認したほか、アサリも一匹四方で三十二個を見つけた。きれいな水を好みオヘビガイもあり、同会議の小西良平さん(左)は「まずまずの生態系。化学的な水質調査だけではなく環境変化を見極めながら環境保護に努めたい」と話していた。
海岸生物の実態調査に取り組む瀬戸内海会議のメンバー	井天島の岩礁帶ではカボシニクノコもおり、同会議の小西良平さん(左)は「まずまずの生態系。化学的な水質調査だけではなく環境変化を見極めながら環境保護に努めたい」と話していた。
備前市閑谷では「まずま	備前市閑谷では「まずま
十一府県の市民グループで行う予定。岡山県内のほか邑久町、備前市で既に実施。九月には倉敷市で行	十一府県の市民グループで行う予定。岡山県内のほか邑久町、備前市で既に実施。九月には倉敷市で行

山

月

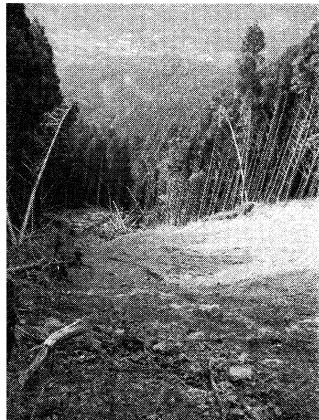
季

日

2004年(平成16年)9月4日

# 2004年6月5日よみがえれ「瀬戸内海」フォーラム報告

## 山から川へ、川から海へ



瀬戸内海には、664本の一級二級水系が流れ込んでいて、これらの河川から年間500億立米の陸水が注ぎ込み、豊かな海を形づくっている。ところが、人の営みによって異変がたくさん起きているのである。

### ●山の異変

戦後の急速な拡大造林により、「杉」「檜」による過密植の单一針葉樹人工林が急増し、光が当たらなかったために下草が生えず、腐葉土が形成されないなどから、保水力や降雨に対する強度が低下して極めて崩落しやすく、栄養の乏しい山々へと変容してきた。

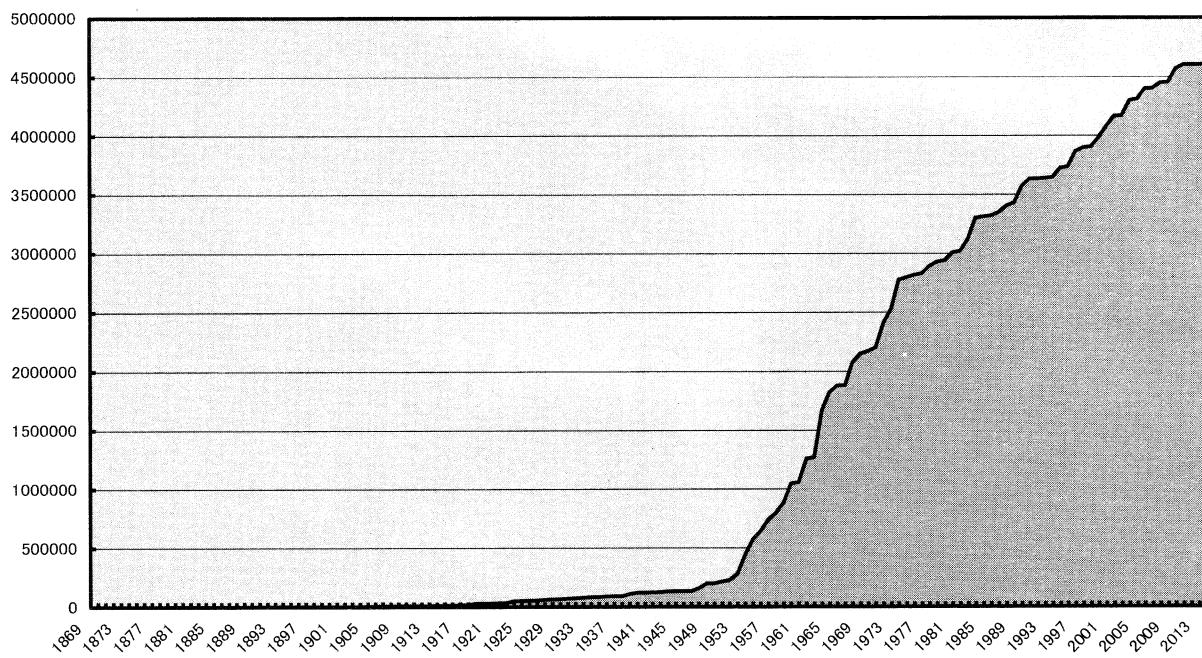


### ●川の異変

これを食い止めるように、数万～数十万基の砂防ダムが縦横無尽に建設されている。さらに、海へと注ぐ河川は、コンクリートの三面張りに代表されるように、護岸・河床のコンクリート化が進み、発電、利水、治水名目で瀬戸内海関係13府県だけでも、986のダムが建設されていて、総貯水容量は41億6333万立米にも及ぶ。



ダムは、大小にかかわらず、土砂がせき止められ、山々の栄養がそこに留まる。これらは堆砂問題、水質悪化問題をダムで引き起こし、堆砂浚渫、水質浄化などの対応を迫られる。また、本来これらを受け止めていた瀬戸内海では海浜の浸食や栄養塩類濃度低下による生態系の衰退を招いているのである。



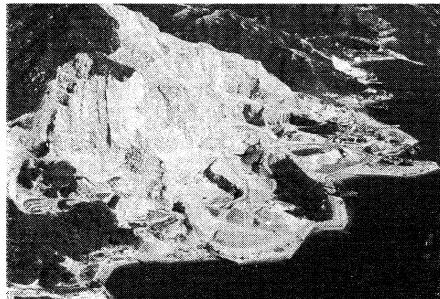
### ●海の異変

海浜浸食に対応して養浜事業や護岸事業が盛んに行われ、止まるところを知らない埋め立てと共に、今や瀬戸内沿岸の自然海浜は20%台にまで減ってしまっている。

海浜浸食が加速度的に進む以上、護岸工事はつづく。埋め立ては、残土・建設廃棄物処理等が大きな目的であるから、現在の経済社会活動形式を続ける限り、浅海域の埋め立ても止まらない。

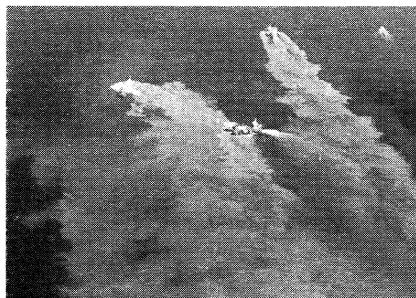
## ●悪循環

そもそも、自然の浄化能力は、微生物群に端を発する多種多様な生態系が、養分を吸収分解、循環することによって成り立っている。1970年代の赤潮発生は、富栄養を瀬戸内海が上手く受け止められないことによって発生した。これは相対的に負荷が大きくなりすぎたわけだが、当然受け止める干潟等が埋め立てによって破壊され、浄化能力の方が低下してしまったことが大きな原因である。

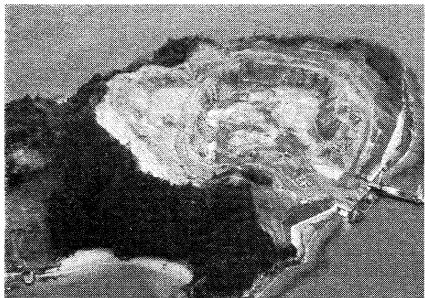
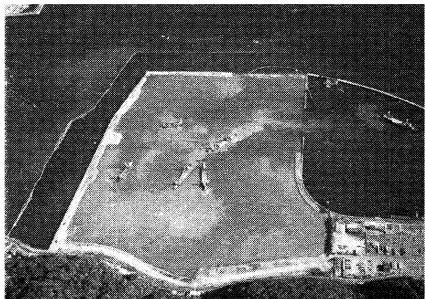


これに対して、下水道整備普及に拍車がかかる。しかし、下水道はコンクリートのプールに高密度で微生物を培養し、微生物の力で浄化するものであり、壊した河川や海岸の浄化能力に置き換えているものである。

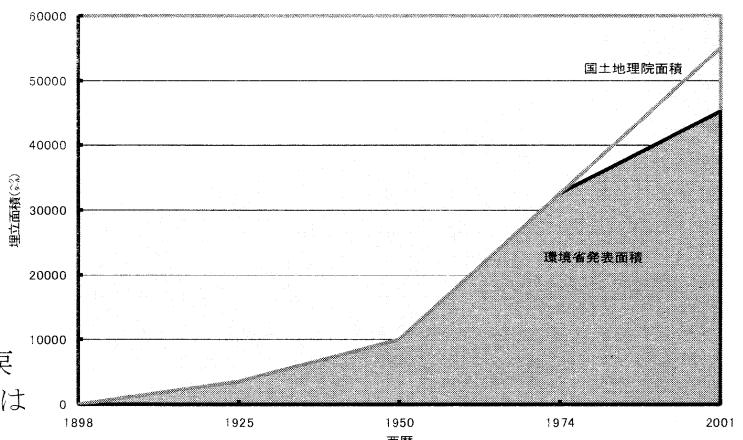
戦後の公共政策は、埋め立てやダム、護岸などで自然の浄化能力を破壊し、その浄化能力を補うためにまた下水道整備をしていくという矛盾を抱えており、さらに、これらコンクリート構造物の、新設工事、更新工事を行うために、セメント原料やコンクリート骨材などの資源として山々を削り、海底の砂を採取し、工事に伴って発生する建設残土・建設汚泥・建設廃棄物などの処理のための埋立を必要とする。



これらの事業の進行とともに、豊かであったはずの瀬戸内海の漁業資源は激減し、生気を失いかけているのである。



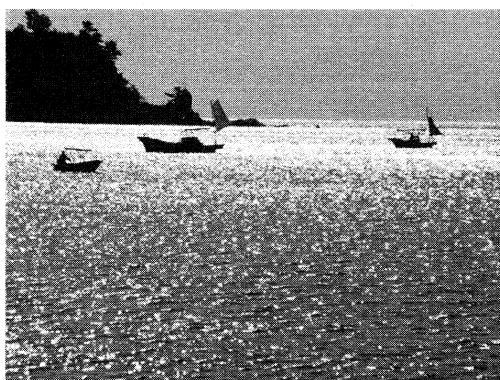
埋立の変遷



## ●再生へ

自然の浄化力を低下させる環境破壊型事業は、それを補完する対処事業が必要となる。

従って、自然の力と共に存、あるいは再生という方向性で事業は計画される必要がある。例えば「利用しない埋立は干潟に戻す」「ダムの再検証を行い、不必要的ダムは撤去」するなどである。



しかし、現行の事業が経済発展を目指す方向で成り立ち、各府県が競争で国の補助制度を利用して、埋め立て・企業誘致・産廃処分場建設・河川護岸・ダム建設などを行っていては、回復という思想は生まれてこない。府県を超えた意思決定機構、回復に投げる全く新しいお金の流れの仕組みを生み出すことが望まれる。

(石井亨 記)

# 大入島埋立問題その後

佐伯の自然を守る会 下川 澄子

石間区は、昨年4月に公有水面埋立免許取消しを求めて提訴、11月には工事差止の仮処分を申立てた。争点はこの2つ。

その1つである免許取消しで「磯草の権利」を証明する為の現地視察と証人尋問を申請し、地裁が認め7月13日に実施した。その際、豊かな海を見てもらおうとアワビ、サザエを目の前で取って広げて見せたが、裁判官は無視した。ひるまず住民は公民館の入り口に取れたての貝類を運び並べた。結果、チラッと見ただけだった。

石間区公民館が法定の場所となり、尋問は地元の歴史に詳しい92歳の佐藤萬作さん。佐藤さんは埋立予定地の管理状況を「戦前、戦後を通して管理してきたのは石間浦であること」と興人の廃液によって佐伯湾が汚染された際の企業からの補償金の支払い先を「漁協を通して石間浦がうけとった」と全ての質問にハッキリと答え、裁判官に「命をかけて埋立を阻止する」と話し終わりましたが次の日程は言いませんでした。

地裁が8月から夏休みに入るまで休み明けに分かると言ったのですが、どうやら12月頃になりそうです。

その間、住民は毎日現場へ見張りに行き、もちろん県も様子を見に来ます。

問題は9月1日の「市報」に大入島のことが4ページにもわたって載ったことです。じつは、今回で2度目 1999年10月15日に記載されときは、市民にビラを配り反撃しました。

今回は抗議というかたちで市役所に行きました。その途中パレードをして市民にも訴えました。市の対応はいいかげんなものでその場限りの話の様でした。実は、県の説明会があることがわかつていたので中止を求めたところ、「県に伝えます」との回答だった。

ところが、予定通りの県の説明会がわかり、27日の夜「班長会議では説明会ボイコットとなっていたが、直前になって開催させない事に方針転換したと」区長の説明があったとおり、住民の怒りは収まらなかった。ただ、県はあせっている、次の説明会の開催を知らせてきているらしい。

大入島石間の今後は、裁判と住民の勢いだろう。たとえ裁判に負けても、反対運動は続けていく方針。みんながんばろう。

(10月6日に仮処分が却下されました)

## 環瀬戸内海会議第15回総会報告

第15回総会は、6月5日高松市において開催された。当日総会に先立って、午後1時よりフォーラム「よみがえれ瀬戸内海」が開催され、4時間近いフォーラムの中身の濃さに参加者はもとより、取材に来たマスコミからも好評だった。

大分県佐伯市大入島や山口県由宇町など新しい参加も得たが、宣伝期間の短さもあってだが参加人数には物足りなさを残し、より多くの市民と問題を供するに至らなかった。私たちの運動の今後の課題として反省しなければならない。

その反映か、第15回総会は史上最少人数での開催となってしまった。翌日にアースデイIN 豊島を控えての過密日程も一因だろうか、また、これまで各地に緊迫する課題を抱えて

総会に参加することも多くあったが、現状は私たちの運動が図らずもそうなっていないと認めなければならないのだろう。

第15回総会では、この1年間の活動報告を受け、瀬戸内法改正運動と立木トラスト並びに豊島・未来の森の現状を踏まえ、大分県大入島・香川県豊島・同小豆島・広島県沖見町・山口県上関等、現状緊迫する可能性があり、各地地域住民の運動に引き続き共闘・支援していくことを確認した。

また、会の最重要方針として瀬戸内法改正署名運動の拡大を図ることと、今年度も瀬戸内沿岸海岸生物一斉調査を実施する、また実施箇所の拡大を目指していくことを確認した。

事務局長 松本宣崇

環瀬戸内海会議・第14期予算・決算・次期予算

2004年度

勘定項目	2003年度			2004年度
	予算	決算	増減	予算
収入				
前期繰越	487,435	487,435	0	1,295,626
年会費	600,000	479,000	-121,000	1,000,000
事業収入	100,000	209,143	109,143	300,000
寄付・カンパ	150,000	606,332	456,332	500,000
雑収入	300,000	10,623	-289,377	100,000
受取利息	0	6	6	0
トラスト繰入益	100,000	838,400	738,400	550,000
収入合計	1,737,435	2,630,939	893,504	3,745,626
支出				
会議費	0	3,000	3,000	20,000
旅費交通費	100,000	322,835	222,835	500,000
通信費	150,000	86,676	-63,324	300,000
機材費	0	0	0	100,000
事務用消耗品費	50,000	27,703	-22,297	100,000
諸会費	0	10,500	10,500	10,000
支払手数料	4,000	2,040	-1,960	3,000
プロジェクト費	40,000	0	-40,000	0
雑費	50,000	125,000	75,000	50,000
トラストニュース	650,000	378,855	-271,145	900,000
支払い利息等	3,000	184	-2,816	1,000
総会費	50,000	52,500	2,500	150,000
事務所費	360,000	310,000	-50,000	360,000
複写費	0	16,020	16,020	50,000
支出合計	1,457,000	1,335,313	-121,687	2,544,000
残金	280,435	1,295,626		1,201,626
次期繰越	280,435	1,295,626	1,015,191	1,201,626

2004~2005年度 役員名簿

代 表 阿部悦子（愛媛）

副 代 表 青木敬介（兵庫）工藤正幸（徳島）倉橋澄子（東京）実原進（広島）  
原戸祥次郎（広島）<新任> 石井亨（香川）高島美登里（山口）

幹 事 上元勝太郎（広島）河野康臣（大分）佐藤捷徳（広島）服部豊（兵庫）  
前田俊英（岡山）吉田徳成（広島）脇山功（広島）  
<新任>真田由美子（兵庫）三木雅博（香川）

監 査 小西良平（岡山）坂永年弘（広島）

顧 問 林勤（広島）藤岡義隆（広島）古沢昭（広島）山田國廣（京都）湯浅一郎（広島）  
依田彦三郎（埼玉）<新任>佐々木克之（北海道 元中央水産研究センター）

事 務 局 長 松本宣崇（岡山）  
事務局長補佐 山本安民（岡山）

## **ーたくさんの人々に支えられてー**

### **<北九州・福岡・大分、友情キャラバン>**

10月2日、神戸を出発した「瀬戸内法改正キャラバン」。岡山、広島を走り、山口県下関で松本事務局長と引き継いで、私と豊島の石井亨さんが、九州を走る計画でした。

ところが20日、準備を整えて待っていた原戸眞視さん、麻島さんご夫妻の北九州入りの予定は、大型台風23号によって、中止を余儀なくされました。残念！

21日、ようやく動き出した交通網を利用して、まず私が福岡市入り、荒木龍昇さん、中村ミヤ子さん、数人の会員の方々といっしょに街頭行動、行政への申し入れも行いました。

この後合流した石井さんと、車で大分県宇佐市へ。内尾さん宅では、15人の人が集まっておいしいお酒といっしょに鍋を囲み、「瀬戸内法改正」への気運も盛り上りました。

### **<加藤登紀子さんが呼びかけ人に>**

10月24日、愛媛県伯方町で行われた加藤登紀子コンサートに行ってきました。

登紀子さんは、コンサートの中で、今治織田が浜のことをたくさん語ってくれました。そして、海を埋めてきた私たち大人の責任についても語りました。

約20年前、埋め立て反対運動の最中に、私が登紀子さんを織田が浜に案内して知り合い

翌22日、大分県庁で、貝類保全研究会の山下さん、日出町の岸野さん、大入島の清家さん、下川さんたちが待っていてくださいました。尾島さんと、賀来和絃県議のお世話になって、大入島の埋め立て問題、瀬戸内法改正問題などについて、県との交渉をもちました。

このあと、街頭の署名活動。大入島問題への関心も高く、多くの人が足を止めて署名をしてくださり、大いに盛り上りました。

この後、高井さんたちに案内していただき、組合などの組織署名のお願いに回り、石井さんと私は、車を臼杵に走らせて、フェリーで愛媛県八幡浜に。夜中の高速道路を走って、家に帰ってきました。

ほんとうにたくさんの人の、あたたかい友情に支えられた「瀬戸内法改正九州キャラバン」でした。

車の中で石井さんと、2日間の幸せな体験を語り合いました。北九州、福岡、大分の皆さん、ありがとうございました！（阿部悦子 記）

ました。

コンサート後、登紀子さんと会い、瀬戸内法改正署名の呼びかけ人になってくださいるようにお願いをし、快く引き受けてくれました。「いまの織田が浜にも、そして豊島にもまた行ってみたい」とも言われました。

有力な呼びかけ人がまた一人加わってくれました。（阿部悦子 記）

### **環瀬戸内海会議事務局移転のお知らせ**

本年3月より、事務局を下記に移転しました。ホームページなどの連絡先変更は、まだまだ行き届かない部分がありますが、署名の送り先など、新事務局宛にお願いいたします。

郵便振替口座には変更はございません。

**新事務局：〒700-0973 岡山市下中野318-114 松本宣崇方  
TEL&FAX 086-243-2927**

なお、URLとメールアドレスは、下記に引越しました。お手元のアドレス帳、お気に入りなども変更をお願いします。

URL <http://ww1.tiki.ne.jp/~rkshizutani/>

メールアドレス [kanseto@mx36.tiki.ne.jp](mailto:kanseto@mx36.tiki.ne.jp)

### **環瀬戸内海会議にご入会ください**

**年会費 個人1口2,000円 団体1口5,000円です。**

瀬戸内トラストニュース 第33号 2004年11月 8日発行／発行責任者 前田俊英

環瀬戸内海会議 代表 阿部悦子 (Tel 089-915-0619) 事務局長 松本宣崇

事務局：〒700-0973 岡山市下中野318-114 松本宣崇方

TEL&FAX 086-243-2927

郵便振替口座 01600-5-44750 加入者 環瀬戸内海会議

URL <http://ww1.tiki.ne.jp/~rkshizutani/> メールアドレス [kanseto@mx36.tiki.ne.jp](mailto:kanseto@mx36.tiki.ne.jp)

# 全国の皆様 署名ご協力のお願い

～子ども達が海で泳ぐ風景を、貝を掘る人々のいた風景を取り戻すために～

私達は瀬戸内海の生態系の回復を求めて、「瀬戸内法」（瀬戸内海環境保全特別措置法）の改正を求める署名運動を始めました。

瀬戸内法は、我国唯一の「海の環境法」であり、環境汚染が深刻化した一九七三年に、瀬戸内住民と行政との協同によって議員立法として制定されました。その制定から三十周年を迎えて、この法律が瀬戸内海を守ったのか、私共環瀬戸内海会議ではその検証作業を続けてきました。

その結果、「瀬戸内法」は水質の改善については部分的に役割を果たしつつも、干潟や藻場面積の大巾な減少によって、漁獲高は激減、生物もその種類、個体数共に減少していることがわかりました。現瀬戸内法は、瀬戸内海を守るために欠陥法であったといわざるを得ません。

世界に誇る景勝地であり、我が国の食糧基地の役割を担ってきた瀬戸内海が、再生を果たし、生態系を回復させるために、私たちは「瀬戸内法」の改正をもって、この目標を達成させようと決心しております。

埋立て、海砂採取、産廃持ち込みを、全面禁止させることが瀬戸内海再生のためのキーワードであることからこれらの主旨をもりこんだ法改正案も作成致しました。

生命が誕生した海の再生を、この瀬戸内海から始めるために、全国・世界の皆様のお力を貸していただきたく、署名運動へのご協力を、是非ともよろしくお願ひ致します。

2003年8月  
環瀬戸内海会議 代表 阿部悦子

## 環瀬戸内海会議のあゆみ

1990年6月 瀬戸内地方のゴルフ場、リゾートブームによる乱開発に歯止めをかけようと沿岸11府県の住民が集まって結成。立木トラストによりゴルフ場開発をストップさせる「瀬戸内トラスト」はじまる。

1996年11月 香川県豊島のゴミ問題解決と再生をめざし、「未来の森トラスト」はじまる。

2000年6月 瀬戸内トラスト、10年で24ヶ所のゴルフ場計画をストップ。

2001年10月 環瀬戸内海会議「瀬戸内法改正プロジェクト」へトヨタ財団からの助成決定。

2003年7月 第12回田尻賞受賞。

## 環瀬戸内海会議

事務局 連絡先

〒700-0973 岡山市下中野318-114 松本宣崇 方

TEL&FAX 086-243-2927 Email [kanseto@mx36.tiki.ne.jp](mailto:kanseto@mx36.tiki.ne.jp)

<http://www.tiki.ne.jp/~rkshizutani/>

# 海を埋め立て 瀬戸内法改正署名にご協力を

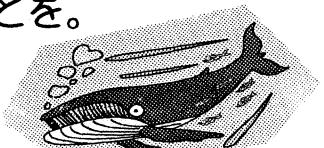
ご存じですか。

瀬戸内海ではこの20年、アサリがほとんど獲れなくなっていることを。

瀬戸内沿岸の海水浴場が毎年、輸入した砂を盛つて維持されていることを。

瀬戸内海の海面埋め立てが産業廃棄物処分場になっていることを。

瀬戸内海の藻場・干潟そして砂浜が減り続けていることを。



1960年代から始まった、海の大規模埋め立て・海洋汚染・赤潮大発生・そして未曾有の漁業被害を反省するなか、1973年、通称「瀬戸内法」が議員立法として成立しました。瀬戸内法は、その第3条に、「瀬戸内海が世界に比類のない美しさを誇る景勝地、貴重な漁業資源の宝庫として後代の国民に継承すべきもの」と、高らかに謳われています。

しかし今日も、瀬戸内海の水質は多くの海域で悪化の一途をたどり、埋め立ては止まるところを知らず、海砂採取も止まっています。加えて、産業廃棄物が持ち込まれ、沿岸や島しょ部の埋め立てなどに「利用」されているのです。そして、この間に瀬戸内海の漁獲高は激減し、生息する生物の種類・固体数ともに減少しています。

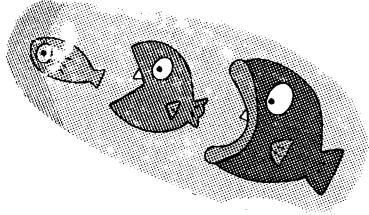
埋め立てられる浅海域は、多くが砂浜や藻場・干潟であり、魚介類の産卵・成育・棲息の場であり、最も高い自然の浄化能力を持つ場であることがわかっています。

## 子どもが海で泳ぐ風景を、貝を掘る人々のいた風景を取り戻すために

「瀬戸内海をよみがえらせよう」と生まれた瀬戸内法施行から31年を経過した今、瀬戸内海の現状を直視し、世界に誇る海を再生させたいと願っています。

そのためには、かつての生態系を回復し、美しく豊かな瀬戸内海を取り戻すため、埋め立て・海砂採取・産廃持ち込みの全面禁止を明記するよう瀬戸内法改正を求めていきます。

瀬戸内法改正署名にご協力ください。 (2004.10)



環瀬戸内海会議

代表 阿部 悅子

⑨700-0973 岡山市下中野318-114

TEL・FAX 086-243-2927

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

## 瀬戸内法(瀬戸内海環境保全特別措置法)の改正を求める国際署名

### もう海を埋めないで

海で子供らが泳ぐ風景を失ってから、またいたるところで見受けられた貝掘りの風景が瀬戸内周辺の浜で失われてから、もう長い時間が経ちました。国立公園指定第1号である瀬戸内海は、かつて世界の人々から「東洋の楽園」とたたえられ、「魚わく海」まさに豊かな漁場でありました。

1960年代から始まった、海の大規模な埋め立てや、企業による油汚染、工場排水汚染、赤潮による魚介類被害などの反省から今日の「瀬戸内法」が誕生しました。その第3条には「・・・瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を我が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものである・・・」と謳われています。

しかし、「瀬戸内法」の下、水質についてはわずかに改善された地域が見られるものの、大阪湾、播磨灘、燧灘、広島湾などをはじめとして、多くの海域が悪化の一途をたどっています。さらに生物たちの変遷をたどってみると、1970年代に入って、カブトガニやスナメリが姿を消はじめ、磯場ではムラサキウニが激減、干潟ではハマグリが絶滅しました。瀬戸内海沿岸や島々に持ち込まれる産業廃棄物が、人々の生活や健康をおびやかし、埋立てにも利用されています。

「瀬戸内海をよみがえらせよう」と出来た瀬戸内法施行から30年を経過した今こそ、私たちは瀬戸内海の現状を直視し、世界に誇る私たちの海を再生するために行動しなければなりません。そこで私たちは、かつての生態系を回復し、美しく豊かな瀬戸内海を取り戻すため、以下の三点を主旨とする瀬戸内法の改正を求めます。

1. 瀬戸内海における埋め立ては、瀬戸内海の汚染と破壊の元凶であることから、全面禁止すること。
2. 瀬戸内海とその水系における産業廃棄物の持ち込みを全面禁止すること。
3. 海底を掘削して生態系の破壊をすすめてきた海砂採取を瀬戸内全県で全面禁止すること。

名 前	住 所

上記の瀬戸内海の環境問題解決と再生のために私たちは次のことも求めます。

(例: ○○○浜の埋め立ては止めてください ○○○を保全して下さい)

署名呼びかけ 環瀬戸内海会議 代表 阿部悦子(〒790-0812 愛媛県松山市松前町3-2-2)

署名集約先 環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市下中野318-114 松本宣崇 方  
TEL&FAX 086-243-2927 Email kanseto@mx36.tiki.ne.jp

取り扱い団体・個人 ( )

署名者に年齢制限はありません。この署名用紙をコピーして広げて頂ければ幸いです。